

川辺町将来投資会議設置要綱

(目的)

第1条 川辺町比久見地区の川辺ダム湖に隣接する工場跡地の総合的な活性化策について検討するとともに、川辺町が未来に向かって活力あるまちであり続けるよう、ここを起爆剤とした今後のまちづくりの方向性や事業手法等を検討するため、川辺町将来投資会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 工場跡地の総合的な活性化策に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて町長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 座長又は町長は、第2条の調査及び検討を行うにあたって、必要があると認めるときは、関係ある者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第8条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知ることができた秘密を漏らし

てはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 会議の庶務は、企画まちづくり課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。